福島、
その先の環境へ。

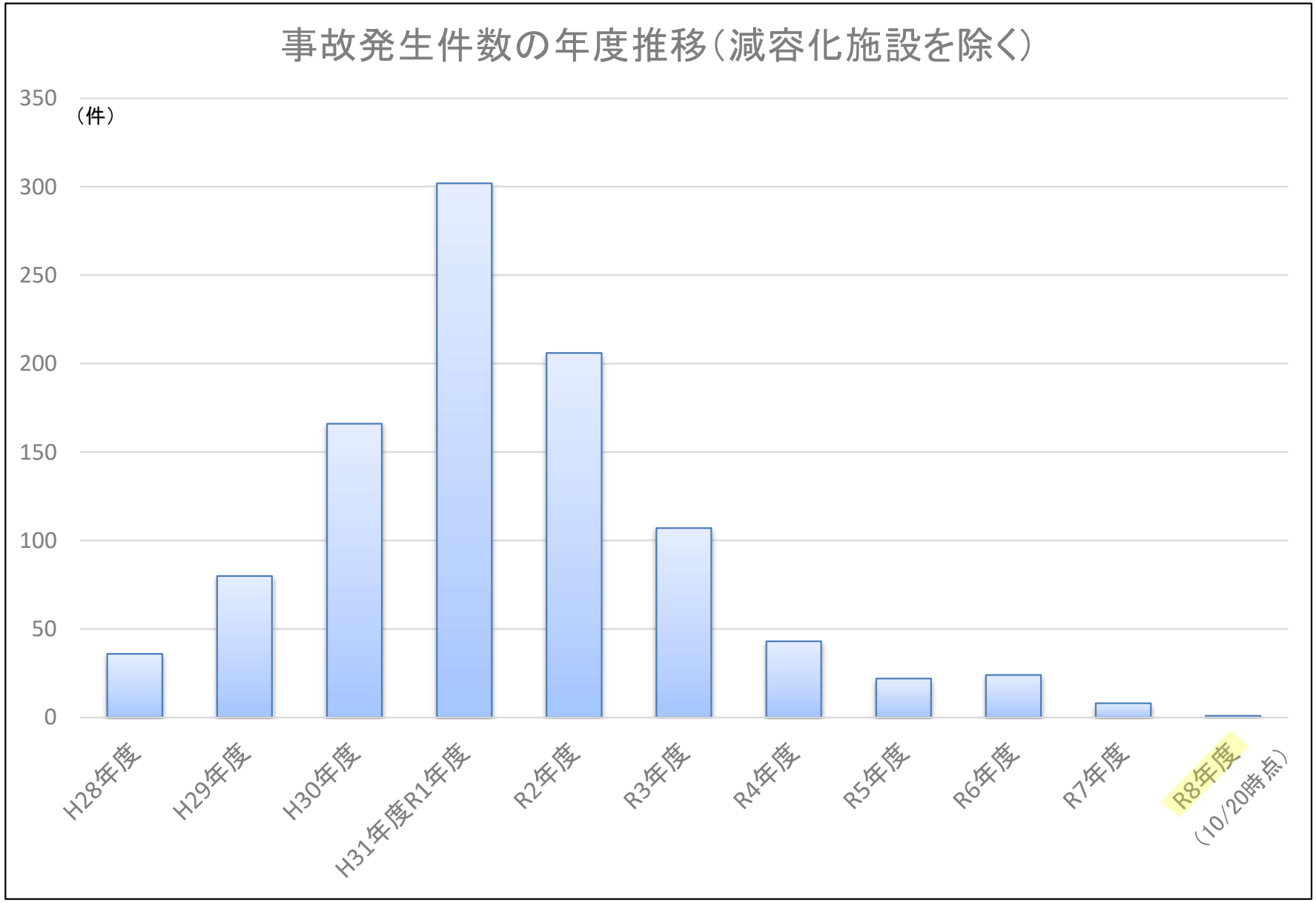
資料2

中間貯蔵施設事業において発生した事故事例と対応等について（2026年3月環境安全委員会報告以降）

2026年10月

環境省

事故発生件数の推移等


事故発生件数の年度推移（減容化施設を除く）
350
（件）
300
250
200
150
100
50
0
H28年度
H29年度
H30年度
H31年度R1年度
R2年度
R3年度
R4年度
R5年度
R6年度
R7年度
R8年度
（10/20時点）

令和8年度 中間貯蔵施設工事 事故防止目標 及び 重点対策

死亡災害・重大事故ゼロ ！
～安全に対する意識を高く持ち、基本に忠実な安全行動の徹底～

事故防止重点事項と対策

（1）重機・機械・設備に係わる事故の防止
- ・基本ルール（退避・合図・手順）の徹底と予定外作業の禁止。
- ・架空線チェックシートによるリスク洗い出しと対策の徹底。
- ・正しい機械・工具の使い方と設計段階から安全装置を導入。

（2）墜落・転落、転倒事故の防止
- ・作業手順の整備・改善と安全装備の適切な使用。
- ・日々のKY活動と現場での注意喚起。

（3）運搬、荷役作業に係わる事故の防止
- ・施工体制外の業者を含め、安全確認・安全行動の指導実施。
- ・車両の点検整備と運搬側・荷役側双方で荷姿チェック。

（4）輸送車両の安全走行と漏水防止対策の徹底
- ・健康管理・運行前点検の確実な実施と安全運転の指導継続。
- ・漏水防止フローに基づく対策の徹底。

（5）業務車両及び通勤時の交通事故削減
- ・事故事例の周知と繰り返しの教育・指導実施。事前の注意喚起。

（6）相談・報告しやすい職場・環境づくり
- ・初動対応マニュアルの更新・展開と報告しやすい職場づくりへの工夫。

事業において発生した事故事例と対応等

	【事例の内容】	【主な発生要因】	【主な再発防止策】
交通事故	該当事例無し		
輸送車両の故障等	輸送車両（空車）が工事用道路と県道252号線との交差点においてルート逸脱	・退域ゲートで通行許可証の提示に意識がいってしまい、右折ウインカーを出すのを忘れてしまった ・交通誘導警備員は、当該車両のウインカーが出ていなかったため直進方向に誘導し、当該運転手は誘導に従って直進してしまった	①緊急安全教育を実施 ナビ音声の復唱 退域ゲートでのウインカー点灯 ②運行管理者による添乗確認を実施
作業場での事故等	焼却施設の溶融炉内清掃作業を終え、仮設電動ホイストを取り外した際、上部作業員Bの手から外れ、受け取りのため下部で待機していた作業員Aの左足安全長靴の先端付近に落下し、左足親指を骨折した	・足元が不安定な状態かつ高所作業であったにもかかわらず重量物の落下防止対策、受渡し対策を取っていなかった ・当該作業等（準備・片付け等の非定常作業）について、詳細な作業手順書が作成されていなかった	・当該作業を不要とした （電動ホイストは取外し不要な位置へ常設） ・全作業の総点検を実施。類似作業の洗い出しと、作業手順書の充実等の安全対策を図る
その他	施設の点検清掃に当たり焼却施設の給じん装置下に設置した仮設クリーンルームのビニールが燃焼 設備本体への影響および外部への放射性物質の影響はなし	・給じん装置下に発生した堆積物が除去作業に伴い発熱し、仮設クリーンルームのビニールが燃焼 ・燃焼しやすい容器残さ主体のごみを少量ずつ焼却していたため、焼却炉の熱が給じん部へ伝わり、（通常ごみが燃えることのない）給じん部でごみが発熱し、残さが給じん装置下へ落下、堆積 ・給じん装置下で溶けたごみがくすぶる中堆積物除去作業に伴い空気が流入し、発熱を促進除去作業（削岩機使用）で発生した摩擦熱が発熱を誘発	・給じん装置下（シュート管）に温度監視装置設置 →100℃以上で焼却処理停止 ・容器残さの混焼率を低減（30%程度）、ごみ発熱量の上昇を抑制 ・シュート管に点検口（のぞき窓）を設置し毎日内部を目視確認 ・クリーンルーム設置の際は難燃材を使用

令和8年3月16日～令和8年10月20日までに発生した事例

輸送車両の故障等（ルート逸脱）

事例の概要

輸送車両（空車）が工事用道路中央台線と大熊町県道252号線との交差点においてルート逸脱

2026年10月19日　11時40分頃＜（株）日新土建＞

3回転目の輸送終了後、4回転目の輸送のため工事用道路中央台線の中間貯蔵施設退域ゲートを出て、県道252号線との交差点を右折すべきところを、そのまま工事用道路を直進し本来のルートを逸脱した。

発生要因

・退域ゲートで通行許可証の提示に意識がいってしまい、右折ウインカーを出すのを忘れてしまった。
・交通誘導警備員は、当該車両のウインカーが出ていなかったため直進方向に誘導し、当該運転手は誘導に従って直進してしまった。

再発防止策

①緊急安全教育を実施
ナビ音声の復唱、退域ゲートでのウインカー点灯
②運行管理者による添乗確認を実施

ルート逸脱後の対応

交差点通過後、直ぐにルート逸脱に気付き、交差点から70mほど先の安全な場所に停車して元請の運行管理に連絡をした。



【事案発生場所】
㈱日新土建より提供資料を加筆修正



【事案発生場所拡大写真】
地理院地図航空写真に矢印他追記

現場での事故等（足の骨折）

事例の概要

双葉町仮設焼却施設（その1） 電動ホイスト落下による骨折

- ３月27日16時頃、焼却施設の溶融炉内清掃作業を終え、仮設の電動ホイスト（※）を取り外した際、上部作業員Bの手から外れ、受け取りのため下部で待機していた作業員Aの左足安全長靴の先端付近に落下し、左足親指を骨折した。

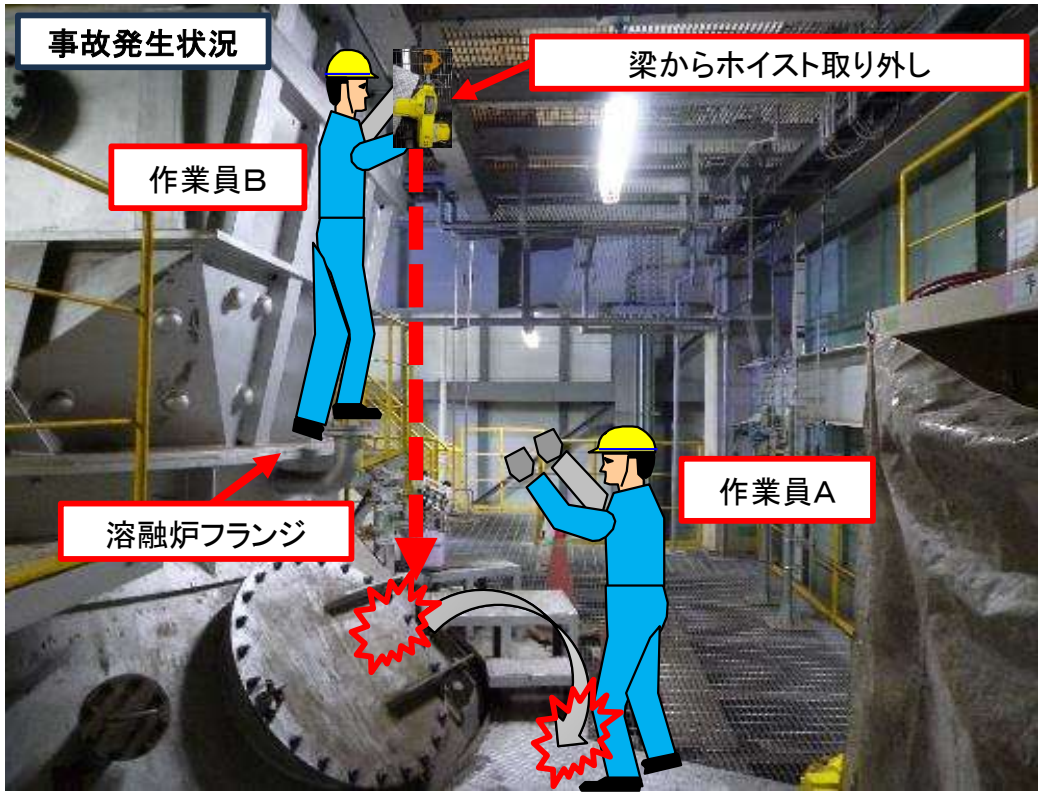
※電動モーターでロープを巻き取り、重い機材を昇降させるための装置。清掃作業のために一時的に設置していた保護機材を固定する目的で取り付けていた。

発生要因

・足元が不安定な状態、かつ電動ホイストの設置位置が高かった（約2.5m）にもかかわらず、当該電動ホイスト（約15kg）の落下防止対策、受渡し対策を取っていなかった
・当該作業（準備・片付け等の非定常作業）について、詳細な作業手順書が作成されていなかった

再発防止策

・当該作業を不要とした
（電動ホイストは取外し不要な位置へ常設）
・作業の総点検を実施。類似作業の洗い出しと、作業手順書の充実等の安全対策を図る



参考：災害再現写真・図

現場での事故等（火災）

事例の概要

双葉町仮設焼却施設（その2）仮設クリーンルームの焼損（火災）

- 操業の過程で給じん装置下（※）に堆積物が固着したため、5月2日9時頃、除去作業のためにビニール製の仮設クリーンルームを設置（参考2）。

  ※ホッパに蓄えられた廃棄物を焼却炉に送り出すための装置。装置位置は参考1。
- 5月2日15時頃、仮設クリーンルームのビニールの焼損を確認（参考3）。16時10分頃に初期消火が完了し、その後消防により鎮火確認。
- 施設本体への影響及び外部への放射性物質の影響はなし。

発生要因（推定）

給じん装置下に発生した堆積物がその除去作業に伴い発熱。その熱が仮設クリーンルームのビニールに伝わり燃焼したと考えられる。

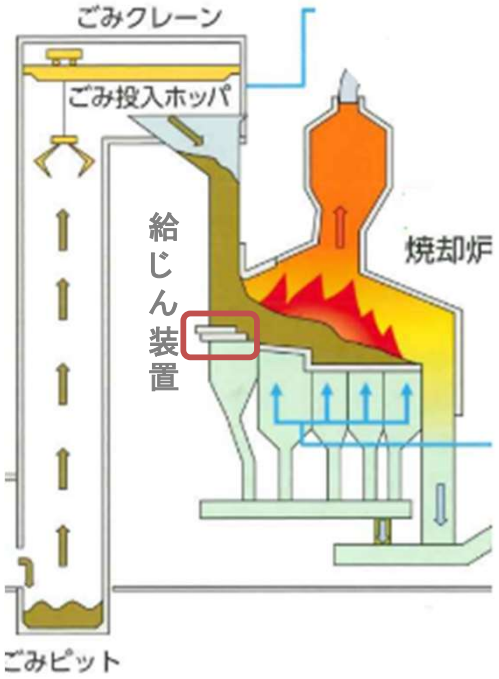
【堆積物の発生の原因】
- 燃焼しやすい容器残さ主体のごみを少量ずつではあるものの焼却していたため、焼却炉の熱が給じん部へ伝わり、（通常ごみが燃えることのない）給じん部でごみが発熱し、残さが給じん装置下へ落下、堆積

【堆積物の発熱の原因】
- 給じん装置下で溶けたごみがくすぶっているところに、堆積物除去作業に伴い空気が流入し、発熱を促進
- 除去作業（削岩機使用）で発生した摩擦熱が発熱を誘発

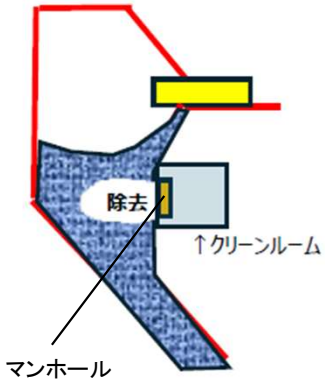
再発防止策

① 給じん装置下（シュート管）に温度監視装置設置→100℃以上で焼却処理停止
② 容器残さの混焼率を低減（30%程度）。ごみ発熱量の上昇を抑制
③ シュート管に点検口（のぞき窓）を設置し毎日内部を目視確認
④ クリーンルーム設置の際は難燃材を使用

参考1：火災発生箇所（赤枠部分）



参考2：火災発生箇所（詳細）



参考3：溶けたクリーンルーム



双葉②工区　浸出水送水管からの漏水への対応について

資料2
当日追加

- 土壌貯蔵施設（双葉2工区）の浸出水を処理施設まで送水する管において、腐食により一部漏水していることが令和8年10月28日の点検時に判明。発見してすぐに送水を停止し、同日中に以下の処置を実施済。

①漏水していると思われる赤さびが出ている堰堤土壌を除去。
②雨水排水側溝の滞留水は除去・洗浄を行い、流出先の貯水池の水を回収・測定。
結果：回収・測定した水の放射能濃度は検出下限値未満（ND）（※漏水確認直後に送水管内から採取した浸出水原水の放射能濃度は0.69Bq/L）
③他工区の緊急点検を実施し異常のないことを確認。

※点検開始の同日10時時点では異常が確認されなかったため、ポンプ作動確認点検中の10～11時の間に漏水が生じたものと推定される。
※漏水発生箇所は保温材を巻いていた箇所であり、事前に目視による送水管本体の状態を確認できなかった。





☆：土壌貯蔵施設
（浸出水処理施設）









安全対策①（類似事故の再発防止、安全意識を高く持ち続ける取組）

「伝えるべきときに しっかり伝わるよう 伝える」

- 「令和8年度中間貯蔵施設工事事故防止目標及び重点対策」を繰り返し伝達、確認。
- 事故発生情報を周知。類似事故防止を呼びかけ。
- 過去の事例に基づく重要な教訓、反省を集約した「場面別 再発防止チェックシート」を作成。日々の作業場面に応じた類似事故防止対策を下支え。
- 工事の進捗、季節気象に応じた声かけ、注意喚起を、発注者から積極的に実施。
- 労働安全コンサルタントによるパトロール時の指摘事項を項目別にチェックシート化し、受注者に活用していただき、同じ指摘を受けない（同じリスクを放置しない）よう指導。

安全対策について②（作業員安全研修）

作業員研修

2022年度より、仮置場を含めて中間貯蔵施設工事に携わる全ての作業員を対象に安全研修を実施。
2026年度は9月末までに4回開催、計106名が受講。

＜主な内容＞

- ルール遵守の重要性・発生事故事例を基に再発防止に重要となるポイントを周知。
- 通勤・帰宅時の交通事故の状況と交通安全の指導・教育を実施。
- 中間貯蔵施設事業は、地域の多大なご協力の下に実施されていることをあらためて説明。
- 本事業において発生した事故等の状況を説明し、労働災害含む危険予知の気付きを促す教育を実施。





作業員安全研修

安全対策について③（運転者研修）

新任運転者研修

輸送車両の運転者及び受注者職員等を対象に、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る研修を実施。
2026年度は9月末までに2回開催。

＜主な内容＞

- 福島県警察本部からの県内の交通事情、高速道路での交通安全対策、事故時の対応等について指導。
- 環境省から緊急時の対応に関するマニュアルの周知を行い、緊急時の迅速な通報・連絡訓練を実施。

現任運転者研修

輸送に従事している全ての運転者が毎年度の再研修として受講。2026年度は9月末までに2回開催。

＜主な内容＞

- 中間貯蔵施設工事・輸送は地域の多大なご協力の下に実施される事業であることについて、地元の方々から寄せられているご意見も含めて改めて説明。
- 中間貯蔵施設工事・輸送において発生している事故等の状況を説明。
- 自らの運転の自己評価や危険予知の気付きを促す教育を実施。



新任運転者研修



現任運転者研修

安全対策について④（協議会）

中間貯蔵工事等安全協議会

労働安全衛生・公衆災害・交通安全の情報交換と安全施工の向上を目的に2015年12月より開催。
重大事故等の発生要因及び再発防止策等の共有と、安全課題に対するテーマを決め定期的に意見交換を行い、各現場における安全対策の強化・改善につなげている。
・2026年度は対面、Webにより8回計画しており、5回目の対面開催を10月8日に受入分別施設及び浸出水処理施設の建設工事に伴う安全対策について意見交換を行った。

労働災害防止協議会

福島県労働局及び富岡労働基準監督署の指導により、中間貯蔵施設工事の安全管理の更なる向上を目的に、2020年9月より開催。
・2026年度は対面、Webにより8回計画しており、5回目は10月8日に対面で開催し、令和8年度労働災害発生状況のご説明及び安衛法、作業環境測定法の改正ポイントについてご指導いただいた。



7月14日　中間貯蔵工事等安全協議会



7月14日　労働災害防止協議会

安全対策について⑤（安全パトロール）

受注者と環境省職員による合同安全パトロール

受注者と環境省職員による合同安全パトロールを実施。

・ 2026年度は新規受注者等を対象に上期1回、下期1回計画し、下期分として10月8日に受入分別施設及び浸出水処理施設の建設工事の安全対策を重点的にパトロールを実施した。

労働安全コンサルタントによる安全パトロール

環境省職員と労働安全コンサルタントによる安全パトロールを実施。

・ 2026年度は新規受注者や過去に発生した事故の現場等を対象に10回計画し、9/30時点で7回実施。現場の安全衛生管理状況の確認と指導を行っている。

走行状況のパトロール

速度超過や交通安全に注意すべき箇所等において、輸送車両等の（帰投時を含む）走行状況を確認。

・ 2026年度は大熊町、双葉町、浪江町において実施した。



受注者と環境省職員による
合同安全パトロール



労働安全コンサルタントによる
安全パトロール



走行状況のパトロール

安全対策について⑥（優良ドライバー表彰）

優良ドライバー表彰

運転手の安全意識とモチベーションの維持・向上のため、安全な輸送を100日以上行った者に、受注者を通じて優良ドライバー認定証（ヘルメット及び車両ダッシュボードに掲示）を交付することとしている。



金：300日以上

銀：200日以上300日未満

銅：100日以上200日未満

優良ドライバー認定証
（安全輸送の継続日数ごとに3種類）



認定証の交付